

要領等の改正案の概要

平成 27 年 7 月 31 日に開催された第 1 回リサイクル製品認定部会での審議を経て、『大阪府リサイクル製品認定要領』及び『「大阪府リサイクル製品認定マーク」表示要領』を改正する。

※改正案文及び新旧対照表は、資料 2 - 2 ~ 5 を参照。

1 前回部会での検討を受けた改正

認定スキームの変更

- ・「より質の高いリサイクル」を促進するため「繰り返しリサイクルされている製品」を認定するためのスキームを追加し、2 段階の認定制度に変更する。
 - ・「繰り返しリサイクルされている製品」として新たに設ける区分(第 2 区分)に係る認定基準を、「製品の使用済品を製造者が自ら回収し、使用済品が素材としてリサイクルされること」とする。
 - ・第 2 区分の認定製品に係る名称を「なにわエコ良品ネクスト」とし、新たな認定マークを追加する。
 - ・制度改正は速やかに行い、次回の製品申請募集時(平成 27 年 11 月)から新制度を運用する。
- ※答申及び前回の部会資料では「生産者」と呼称していたが、要領の表記に合わせて「製造者」とする。また、区分について「第 2 段階区分」と呼称していたが、単に「第 2 区分」とすることとする

対象製品の見直し

- ・コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を原料とする再生舗装材については、認定による支援の必要性が低くなっており、対象品目としての取扱いを終了する。
- ・改正時において現に認定されている製品については再申請できることとするが、認定期間は同品目の全認定製品について同時に終了することとする(再申請については認定期間を 3 年間とせず、全製品の認定期間が平成 31 年 2 月末で終了する)。
- ・周知期間を設けることとし、次回製品申請募集時は現制度を運用する。平成 28 年度から新制度を運用することとし、新規申請は受付しない。
- ・制度の改正にあたっては、当該品目の認定事業者へ個別に趣旨を説明するとともに、府及び市町村の道路工事発注部局に文書にて通知する。また、府民へはウェブページやイベント等を利用して周知する。

実績等報告書

- ・認定事業者に対して、毎年度 6 月末を報告期限とし、前年度 1 カ年間の「生産量」、「販売数量」、「販売額」等の実績について報告を求める。

- ・認定スキームの変更と併せて制度改正する(初回は、平成28年度6月末までに平成27年度の実績を求めることとなる)。

※未報告時の認定取消規定は設けない(認定基準等に係る事項ではないため)。なお、現制度でも、製品の信用を著しく失墜させるおそれがあるときは、認定を取消することができる。

2 その他

- ・認定基準等の「土壌環境基準」について、エコマーク認定基準と同様に「土壌汚染対策法施行規則」に掲げる「土壌溶出量基準」と「土壌含有量基準」に変更する。